



受付から貸付決定、資金交付まで

市町村社会福祉協議会を通じて岩手県社会福祉協議会が借入申込書を受け付けた後、通常2～3週間程度で審査結果をお知らせします（確認が必要な場合等、更に日数を要します）。貸付決定後は借用書等の提出から1～2週間で指定金融機関の口座への振込が可能です。
なお、教育支援費の振込は、原則上半期分、下半期分（各6か月分）に分けて年2回行います。
※審査の結果により、貸付できない場合もあります。



返済（償還）方法

- 原則として、「ゆうちょ銀行」又は「岩手県内に本店のある金融機関」の預貯金口座からの自動引き落としとなります。
- 償還期間は、卒業後、据置期間が終了してから20年以内（貸付金額等により、償還期間を設定）。期限内に償還完了とならない場合は、残りの元金に対し年3%の延滞利子が発生します。

※本資金による就学者であった方が、上級校への進学により直ちに返済することが困難な場合には、償還を猶予する制度があります。償還の猶予については、借入申込みを行った社会福祉協議会へご相談ください。

例1 高校3年間 元金1,760,000円

（支度費500,000円 + 教育支援費35,000円 × 36か月）

10年（120回）償還の場合

…▶ 月額14,660円（最終回15,460円）

例2 大学4年間 元金3,620,000円

（支度費500,000円 + 教育支援費65,000円 × 48か月）

15年（180回）償還の場合

…▶ 月額20,110円（最終回20,310円）



ご相談はあなたのまちの市町村社会福祉協議会へ

- | | | | |
|---------------|--------------|------------|--------------|
| ● 盛岡市 | 019-651-1001 | ● 二戸市 | 0195-25-4959 |
| ● 盛岡市玉山支所 | 019-683-2743 | ● 二戸市浄法寺支所 | 0195-38-3061 |
| ● 宮古市 | 0193-77-3061 | ● 奥州市 | 0197-25-7171 |
| ● 宮古市田老福祉センター | 0193-87-2224 | ● 奥州市水沢支所 | 0197-25-6025 |
| ● 宮古市新里センター | 0193-72-3437 | ● 奥州市江刺支所 | 0197-35-8081 |
| ● 宮古市川井センター | 0193-76-2310 | ● 奥州市前沢支所 | 0197-56-2148 |
| ● 大船渡市 | 0192-27-0001 | ● 奥州市胆沢支所 | 0197-46-3111 |
| ● 花巻市 | 0198-24-7222 | ● 奥州市衣川支所 | 0197-52-3144 |
| ● 花巻市分室 | 0198-22-6708 | ● 滝沢市 | 019-684-1110 |
| ● 花巻市大迫支所 | 0198-48-4111 | ● 霧石町 | 019-692-2230 |
| ● 花巻市石鳥谷支所 | 0198-45-4666 | ● 葛巻町 | 0195-68-7161 |
| ● 花巻市東和支所 | 0198-42-3151 | ● 岩手町 | 0195-62-3570 |
| ● 北上市 | 0197-64-2081 | ● 紫波町 | 019-672-3258 |
| ● 久慈市 | 0194-53-3380 | ● 矢巾町 | 019-611-2840 |
| ● 久慈市山形事務所 | 0194-72-2800 | ● 西和賀町 | 0197-85-3225 |
| ● 遠野市 | 0198-62-8459 | ● 金ヶ崎町 | 0197-44-6060 |
| ● 遠野市宮守福祉センター | 0198-67-2833 | ● 平泉町 | 0191-46-5077 |
| ● 一関市 | 0191-23-6020 | ● 住田町 | 0192-46-2300 |
| ● 一関市花泉支部 | 0191-82-4002 | ● 大槌町 | 0193-41-1511 |
| ● 一関市大東支部 | 0191-71-1177 | ● 山田町 | 0193-82-3841 |
| ● 一関市千厩支部 | 0191-53-2885 | ● 岩泉町 | 0194-22-3400 |
| ● 一関市東山支部 | 0191-47-3238 | ● 田野畠村 | 0194-33-3025 |
| ● 一関市室根支部 | 0191-64-3983 | ● 普代村 | 0194-35-2100 |
| ● 一関市川崎支部 | 0191-43-4323 | ● 軽米町 | 0195-46-2881 |
| ● 一関市藤沢支部 | 0191-63-5122 | ● 野田村 | 0194-71-1414 |
| ● 陸前高田市 | 0192-54-5151 | ● 九戸村 | 0195-41-1200 |
| ● 釜石市 | 0193-24-2511 | ● 洋野町 | 0194-65-5360 |
| ● 八幡平市 | 0195-74-4400 | ● 洋野町大野事務所 | 0194-77-2180 |
| ● 八幡平市西根支所 | 0195-75-1821 | ● 一戸町 | 0195-33-3385 |
| ● 八幡平市安代支所 | 0195-72-2811 | | |

社会福祉法人 岩手県社会福祉協議会 地域福祉企画部 生活支援相談室

〒020-0831

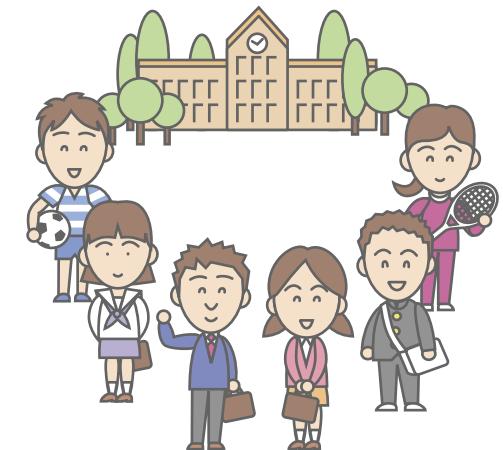
岩手県盛岡市三本柳8地割1番3 ふれあいランド岩手内

電話 019-637-4440・4533・4495・4496

FAX 019-637-9722

<http://www.iwate-shakyo.or.jp/>

生活福祉資金 教育支援資金 の ご案内



社会福祉法人 岩手県社会福祉協議会

[令和5年7月現在]

生活福祉資金 教育支援資金とは

生活福祉資金の教育支援資金とは、国と県が資金を出し合い、民生委員や社会福祉協議会の相談支援のもとに所得の少ない世帯(生活保護世帯を含む。)に対して、学校教育法に基づく高等学校、大学(短期大学、専門学校(専修学校専門課程)、専門職短期大学及び専門職大学を含む。)又は高等専門学校の就学費用を無利子で貸付するものです。

ご利用いただける世帯

- 一定の所得額以下であって、必要な資金の融通を他から受けることが困難である低所得世帯。
- 低所得世帯とは、世帯の収入がおおむね市町村民税非課税程度又は生活保護算定基準額の1.7倍程度以下の世帯となります。
- 世帯の状況に応じて、生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援機関等の支援を利用いただくことがあります。

教育支援資金の種類と貸付額

資金種類	貸付限度額	据置期間	償還期間	貸付利子
教 育 支 援 費	高校 月 35,000円以内	卒業後 6か月 以内	20年 以内	無利子
	高専 月 60,000円以内			
	短大 月 60,000円以内			
	大学 月 65,000円以内			
就 学 支 度 費	500,000円以内			

- 教育支援費 低所得世帯に属する者が学校教育法に規定する高等学校(中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部及び専修学校的高等課程を含む。)、大学(短期大学、専門学校(専修学校専門課程)、専門職短期大学及び専門職大学を含む。)又は高等専門学校に就学するのに必要な経費。

- 就学支度費 低所得世帯に属する者が高等学校、大学又は高等専門学校への入学に際し必要な経費。
※入学時に限る。

※教育支援費について、上記の貸付限度額で学費が不足する場合で、特に必要と認める場合に限り(就学に際しての熱意や将来への計画性を持っていること等)貸付限度額の1.5倍の額まで貸付可能となる場合があります。

優先制度

本制度よりも優先される公的制度があります。詳しくは下記問合せ先へご確認ください。

■高等学校の場合

低所得世帯向け

●高等学校等就学支援金制度

問合せ先：在学中の学校

●高校生等奨学給付金

問合せ先：在学中の学校又は
(公立高校の場合) 岩手県教育委員会
(私立高校の場合) 岩手県ふるさと振興部

●授業料軽減

問合せ先：在学中の学校又は
(公立高校の場合) 岩手県教育委員会
(私立高校の場合) 岩手県ふるさと振興部

●公益財団法人岩手育英奨学会

問合せ先：在学中の学校

●日本政策金融公庫・教育一般貸付(国の教育ローン)

問合せ先：日本政策金融公庫(盛岡支店、一関支店)

ひとり親世帯向け

●母子父子寡婦福祉資金

問合せ先：市町村の福祉担当窓口

■大学・短期大学の場合

低所得世帯向け

●独立行政法人日本学生支援機構(給付型)(※1)及び第一種

問合せ先：在学中の学校

●授業料減免制度(※2)

問合せ先：在学中の学校

●日本政策金融公庫・教育一般貸付(国の教育ローン)

問合せ先：日本政策金融公庫(盛岡支店、一関支店)

※1、2は国の高等教育の修学支援新制度です。

ひとり親世帯向け

●母子父子寡婦福祉資金

問合せ先：市町村の福祉担当窓口

■その他、各自治体等で独自の奨学金を募集している場合があります。

国 の高等教育の修学支援新制度とは

大学・専門学校等に進学する方で、一定の要件を満たす住民税非課税世帯・準ずる世帯の学生に対して、①授業料・入学金の免除又は減額に加えて、②返済不要の給付型奨学金を支給する制度です。

ご利用に際して

■相談窓口

お住まいの市町村の社会福祉協議会へご相談ください。

■連帯借受人

就学者が借受人となり、世帯の生計中心者又は就学者の親権者が連帯借受人となります。

■連帯保証人

借受人世帯と生計を別とし、「住民税が課税されている程度の収入がある」こと等が条件となります。

■民生委員等による相談支援

申込時から貸付・返済終了まで民生委員及び社会福祉協議会の関係者が世帯の相談支援を行います。なお、申請時にはお住まいの地区の民生委員の調査書が必要となります。

■申込みに必要な書類

- 借入申込者世帯全員分、連帯保証人の住民票(本籍地が記載されたもの)
- 借入申込者世帯全員分の所得がわかる書類(源泉徴収票、所得証明書等)
- 連帯保証人の住民税課税証明書等
- 新入学の場合は合格通知書の写し、在学者の場合は在学証明書
- 経費の内訳がわかる書類

※上記以外にも、必要に応じて追加の書類を求める場合があります。